

# 新型コロナウイルス感染症予防対応 多言語動画制作サービス利用条件

## 第1条（適用範囲）

「新型コロナウイルス感染症予防対応多言語動画制作サービス利用条件」（以下「本条件」という）は、本条件に同意した上で、新型コロナウイルス感染症予防対応多言語動画制作サービス（詳細は次条に定めるものとし、以下「本サービス」という）の利用を申込み、株式会社ぐるなび（以下「当社」という）がこれを承諾した者（以下「利用者」という）が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。

## 第2条（本サービス）

1. 当社は、利用者に対し、本サービスとして次の各号に掲げるサービスを提供する。
  - (1) 動画制作サービス  
当社が利用者より提供を受けた各種素材（以下「本素材」という）を用いて、新型コロナウイルス感染症予防対応多言語動画（全部又は一部を指し、以下「本動画」という）の制作を行うサービス
  - (2) 前号に付随関連するオプションサービス
  - (3) 前二号のほか、当社が別途定めるサービス
2. 当社は、本サービスの内容を随時見直すことができる。

## 第3条（本契約の成立及び条件）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という）は、当社に対し、当社所定の申込書（以下「本申込書」という）を提出することにより、本サービスの利用を申し込む。当社は、かかる本申込書の提出をもって、利用希望者が本条件に同意したものとみなす。
2. 当社は、前項の申込みについて当社所定の審査基準（以下「審査基準」という）に従い、利用希望者を審査し、審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
3. 本条件に基づく利用希望者と当社との間の契約（以下「本契約」という）は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

## 第4条（本契約期間）

本契約の有効期間（以下「本契約期間」という）は、本契約が成立した日より次条に定める本サービスの対価（以下「本サービス利用料」という）の支払いが完了した日までとする。

## 第5条（利用料及び支払い条件）

1. 利用者は、本サービス利用料として、本申込書に定める額を支払う。
2. 利用者は、当社が別途定める時期及び支払い方法により、本サービス利用料の支払いを行うものとする。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は、利用者の負担とする。

## 第6条（再委託）

当社は、当社の責任で、本サービスを提供するために必要な業務の全部又は一部を、第三者（以下「委託先」という）に委託することができる。

## 第7条（本サービスの提供等）

1. 利用者は、当社の求めに応じて本素材を当社に提供するものとする。
2. 当社は、本素材を利用（編集、リサイズ、加工、各言語に応じた字幕の表示等を含むがこれらに限られない）することにより本動画を作成する。
3. 当社は善良なる管理者の注意をもって、利用者对本サービスを提供する。

## 第8条（本素材）

1. 利用者は、当社に対し、当社が本サービスを提供するために必要な範囲において、本素材の全部又は一部を、複製、翻案、編集、加工等することを無償で許諾する。
2. 利用者は、当社に対し、当社による本素材の利用が、著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等第三者の権利（著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む）を侵害していないことを保証する

## 第9条（本サービスのキャンセル）

利用者は、第7条第1項に基づき、本素材を当社に提供した後に本サービスのキャンセルを希望する場合、本サービス利用料の全額を当社に支払うものとする。

## 第10条（本動画の納品）

1. 当社は、当社が別途定める方法及び条件にて、完成した本動画を利用者に対して納品する。
2. 利用者は、前項の定めに従って本動画を受領した後、遅滞なく本動画の確認を行い、当該本動画につき、利用者が本契約を締結した目的と適合しない点が発見されたときは、当該本動画を受領した日から14日（以下「通知期限」という）以内に、当社に対してその旨及び当該適合しない内容を書面又は電磁的方法によって通知（以下「不合格通知」という）する。利用者が通知期限内に当社に対して不合格通知を行わなかった場合、通知期限の経過をもって、利用者による本動画の確認が完了し、かつ、当社による本サービスの提供が完了したものとみなす。
3. 前項の定めは、通知期限内に、利用者から当社に対し、本動画の内容が本契約を締結した目的と適合する旨の通知をすることを妨げない。この場合、当社が当該通知を受領した時をもって、当社による本サービスの提供が完了したものとみなす。
4. 前二項の定めは、不合格通知受領後における再納品・再確認に準用する。

## 第11条（履行遅滞）

当社は、本動画の納品遅延のおそれがある場合、利用者に対しその旨を遅延理由とともに直ちに通知し、新たな納入予定日等につき、利用者の指示を受ける。

## 第12条（契約不適合）

利用者は、本サービスの提供完了後、本動画に直ちに発見することができない本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という）があることを発見した場合、速やかに当社に通知するものとする。

利用者は、本サービスの提供完了後、1年以内に契約不適合を発見した場合、当社に対し、契約不適合の補修又は本サービス利用料の減額又は損害賠償を請求すること

とができる。

## 第13条（権利移転等）

本動画の所有権は、第10条に定める本サービスの提供完了時をもって当社から利用者に移転する。

本サービスの提供完了前に生じた本動画の滅失、毀損その他一切の危険は、利用者の責に帰すべきものを除き全て当社が負担し、本サービスの提供完了後に生じた成果物にかかるこれらの危険は、当社の責に帰すべきものを除き利用者が負担する。

## 第14条（知的財産権等）

1. 本素材及び本動画にかかる著作権そのほかの知的財産権は利用者により帰属する。但し、当社が利用者の承諾を得て、本動画に当社又は第三者が著作権等を有する素材を含めた場合、かかる素材にかかる著作権は、当社又は当該第三者に留保される。
2. 前項に基づき当社又は第三者に留保された著作権につき、当社は、利用者が本動画を利用するために必要な範囲において無償で許諾するとともに、第三者をして、同様に著作権の仕様を許諾せしめるものとする。なお、この場合、当社は当該留保された著作権につき著作人格権を行使しないものとし、第三者をして当該留保された著作権にかかる著作人格権を行使せしめないものとする。

## 第15条（当社による本契約の終了）

1. 当社は、本契約期間中においても、利用者に対し文書又は電子メールにより通知することにより、当該通知の到着日をもって本契約を終了させることができる。
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに終了させることができる。この場合、利用者は、当社に対して負担する一切の債務（本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない）の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、利用者に対する損害賠償の請求を妨げない。
  - (1) 利用者が本条件等に違反した場合
  - (2) 利用者又は指定店舗運営者が飲食店その他の営業の停止又は廃止をした場合
  - (3) 利用者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
  - (4) 利用者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
  - (5) 利用者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
  - (6) 利用者が支払を停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合
  - (7) 利用者が公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (8) 前三号のほか、利用者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
  - (9) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
  - (10) その他利用者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合

## 第16条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、以下の各号に該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係団体
  - (5) 総会屋等
  - (6) 政治活動、社会運動標ぼうゴロ
  - (7) 特殊知能暴力集団等
  - (8) 反社会的勢力共生者
  - (9) 前各号に該当する者と社会的又は経済的関係がある者
  - (10) その他前各号に準ずる者
2. 利用者は、自ら又は第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
  - (3) 取引に関して、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
  - (4) 害する行為
  - (5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
  - (6) 為
  - (7) 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
  - (8) 行為
  - (9) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者が、本条第1項各号のいずれかに該当し、又は本条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は本条第1項の保証・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、これにより利用者により損害が生じた場合でも、当社は一切の損害を賠償する責任を負わないものとする。

## 第17条（存続条項）

原因のいかんを問わず本契約が終了した場合であっても、第8条第2項、第12条（本契約終了後1年に限る）、第14条、第18条の定めは有効に存続する。

## 第18条（権利義務の承継等）

利用者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に承継させ（合併、会社分割等の組織再編行為によるものであるか否かを問わない）又は担保に供してはならない。

## 第19条（本条件の変更）

1. 当社は、利用者に予告なく、本条件を変更することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、利用者の権利又は義務に重大な影響を及ぼす変更については、利用者に対し当社が適当と認める方法（当社が送付する郵便物での通信等の方法を含むがこれに限られない）により事前に通知することによって、本条件を

変更することができる。利用者は、本項に定める通知から 2 週間以内に本条件の変更について異議を申し出なかった場合、変更後の本条件に同意したものとみなす。

第20条（協議）

本条件に定めのない事項その他本条件の解釈に疑義が生じた事項については、当社及び利用者は、誠意をもって協議し、速やかに解決を図るものとする。

第21条（準拠法、管轄裁判所）

本条件は、日本法に基づき解釈され、当事者は、本契約に起因し又はこれに関連する一切の争訟について、訴額に応じて東京地方

以上  
制定日：2020 年 9 月 17 日